

第 1 4 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	1	8	9	1 8

(2) 議案の名称

< 予算 >

議案第 1 1 8 号 平成 2 7 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

< 条例 >

議案第 1 1 9 号 尼崎市個人番号の利用に関する条例について

議案第 1 2 0 号 尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 1 号 尼崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 2 号 尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 3 号 尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 4 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 1 2 5 号 尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 6 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

< その他 >

議案第 1 2 7 号 工事請負契約の変更について（成文小学校東棟改築等工事）

議案第 1 2 8 号 工事請負契約の変更について（園田小学校北棟改築等工事）

議案第 1 2 9 号 工事請負契約の変更について（塚口中学校北西棟改築等工事）

議案第 1 3 0 号 工事請負契約の変更について（園田中学校東棟改築等工事）

議案第 1 3 1 号 指定管理者の指定について（尼崎市立北図書館）

- 議案第 1 3 2 号 指定管理者の指定について（尼崎市立富松住宅）
- 議案第 1 3 3 号 指定管理者の指定について（尼崎市営住宅等）
- 議案第 1 3 4 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
- 議案第 1 3 5 号 市道路線の認定及び一部廃止について

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	2 件	1 6 4 , 9 8 5 円
その他の事故	1 件	5 9 , 4 0 0 円

3 追加提出予定案件

< 人事 >

- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任

第14回尼崎市議会定例会

議案説明資料

< 平成 27 年 12 月定例会 >

種 別	予 算	番 号	議案第 118 号	所 管	各事業所管課
件 名	平成 27 年度尼崎市一般会計補正予算 (第 5 号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位 : 千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	208,446,726	444,253	208,890,979		
2	歳入歳出補正予算額 (単位 : 千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	1,626	総務費	164,253	
	繰越金	1,627	民生費	280,000	
	市債	441,000			
	合 計	444,253	合 計	444,253	
3	債務負担行為 追加 (単位 : 千円)				
	事 項	期 間	限度額		
	武庫支所・武庫地区会館 複合施設整備事業	平成 28 年度	660,000		
	市営住宅建替事業	平成 33 年度	10,550,000		
	給食調理業務委託事業	平成 28 年度	570,000		
4	補正予算の内容 公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権を有する者の年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられたこと等に伴い、選挙人名簿システム等を改修するほか、武庫支所及び武庫地区会館に係る複合施設を建設する。費目別事業概要は別紙のとおり。				

費目別事業概要

総務費	164,253 千円
選挙人名簿システム等改修事業費 選挙権年齢が引き下げられたこと等に伴い、選挙人名簿システム等を改修する。	3,253 千円
施設整備事業費 武庫支所及び武庫地区会館に係る複合施設を建設する。	161,000 千円
民生費	280,000 千円
施設整備事業費 武庫支所及び武庫地区会館に係る複合施設を建設する。	280,000 千円

< 平成 27 年 12 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 119 号	所 管	情報活用・公開担当
件 名	尼崎市個人番号の利用に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>個人番号の利用が平成 28 年 1 月 1 日から開始されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、個人番号を利用する事務を定めるほか、個人番号の利用に関して必要な事項を定める。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) この条例の趣旨（第 1 条）</p> <p>法第 9 条第 2 項の規定に基づき、個人番号を利用する事務を定めるほか、個人番号の利用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(2) 定義（第 2 条）</p> <p>条例における用語の意義は、法における用語の意義によるものとする。</p> <p>(3) 個人番号の利用範囲等（第 3 条）</p> <p>ア 独自利用事務（別表第 1）</p> <p>市長事務部局の独自利用事務として、「外国人生活保護実施事務」と「兵庫県心身障害者扶養共済制度関係事務」を規定する。</p> <p>イ 庁内連携（別表第 2 等）</p> <p>番号利用事務を実施するにあたり、市長事務部局内における個人番号利用事務と、その事務を行ううえで必要となる特定個人情報（個人番号を含む個人情報）について別表第 2 に列挙する。</p> <p>また、市長事務部局内で、法別表第 2 に列挙された事務処理を行うにあたり、当該事務の区分に応じて保有する特定個人情報を利用することができる旨を規定する。</p> <p>(4) 委任（第 4 条）</p> <p>条例の施行について必要な事項について規則で定める委任規定を置く。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 28 年 1 月 1 日。</p> <p>ただし、第 3 条第 2 項ただし書及び第 3 項ただし書の規定は、法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p>					

< 平成 27 年 12 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 120 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 被用者年金制度の一元化に伴い、常勤職員に係る公務災害補償制度が改正されたことから、常勤職員に準じて規定している非常勤職員の公務災害補償制度について改正する。</p> <p>2 主な改正内容 国家公務員共済制度又は地方公務員共済制度の創設以前に国家公務員又は地方公務員として在職していた者に対して、被用者年金制度の一元化後に、新たに公務災害補償による年金と共済年金が併給される場合の支給額の調整率等について、常勤職員に準じた規定を設ける。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

改正後

付 則

1～19 略

(年金たる給付との調整)

20 年金たる補償の額は、その補償の事由となった障害又は死亡について次表の左欄に掲げる年金たる補償の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる年金たる給付(以下この項において「特定年金たる給付」という。)が支給される場合には、当分の間、この条例の規定(この項を除く。)にかかわらず、この条例の規定(第14条の2及びこの項を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる年金たる補償の区分及び同表の中欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率(以下「調整率」という。)(2の特定年金たる給付が支給される場合にあっては、これらの調整率を合計した率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が、当該年金たる補償の年額からその補償の事由となった障害又は死亡について支給される特定年金たる給付の年額(2の特定年金たる給付が支給される場合にあっては、これらの合計額)を控除した額を下回る場合には、当該額)(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)とする。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定により支給される障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4第1項の規定により支給される障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(その補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(その補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項若しくは第61条第1項に規定する給付に該当する障害共済年金(以下「旧国共済法等の規定による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。)	0.89
	障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金
	障害厚生年金等(その補償の事由となった障害について障害基礎	0.83

現 行

付 則

1～19 略

(他の法令による給付との調整)

20 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)	0.89
	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下「障害厚生年金」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88
	障害補償年金	旧船員保険法の障害年金
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	旧国民年金法の障害年金	0.89
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付	0.80

	年金が支給される場合を除く。)	
	障害基礎年金(その補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定により支給される遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)	0.8
	遺族厚生年金等(その補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
	遺族基礎年金(その補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項若しくは第61条第1項に規定する給付に該当する遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.8
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.8
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.9

2.1 前項の規定は、平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。)の規定による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は同令第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)の規定による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は同令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務

に該当する遺族年金	
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	0.80
遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。)の受給権者が、前項の年金たる補償の事由と同一の事由により、平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法の規定による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により支給される年金である給付に該当する障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により支給される年金である給付に該当する障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、適用しない。

2.2 休業補償の額は、その補償の事由と同一の事由について次表の左欄に掲げる年金たる給付(以下この項において「特定年金たる給付」という。)が支給される場合には、当分の間、この条例の規定(この項を除く。以下この項において同じ。)にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額(以下この項において「標準額」という。)に、同欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が、当該標準額から同一の事由について支給される特定年金たる給付の年額の合計額を365で除して得た額を控除した額を下回る場合には、当該額)とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(その補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(その補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
旧船員保険法の規定による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

2.1 休業補償の額は、同一の事由について次表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

<平成27年12月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第121号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「改正法」という。）の施行により、引用する法律が改正されたため、所要の整備を行う。</p> <p>2 改正内容 条例中、改正法により削除されることになる地方公務員等共済組合法の規定を引用している部分について、同様の内容が厚生年金保険法に新たに規定されたことから、引用する規定を改めるもの。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

尼崎市職員の再任用に関する条例

改正後	現 行																
<p>付 則 1～3 略 (任期の末日に関する特例) 4 消防吏員のうち、<u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等に該当する者で次の表の左欄に掲げるものに対する第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="199 853 778 1243"> <tr> <td>昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者</td> <td>61歳</td> </tr> <tr> <td>昭和24年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた者</td> <td>62歳</td> </tr> <tr> <td>昭和26年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者</td> <td>63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者</td> <td>64歳</td> </tr> </table>	昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	61歳	昭和24年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた者	62歳	昭和26年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	63歳	昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	64歳	<p>付 則 1～3 略 (任期の末日に関する特例) 4 消防吏員のうち、<u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等に該当する者で次の表の左欄に掲げるものに対する第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="821 853 1401 1243"> <tr> <td>昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者</td> <td>61歳</td> </tr> <tr> <td>昭和24年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた者</td> <td>62歳</td> </tr> <tr> <td>昭和26年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者</td> <td>63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者</td> <td>64歳</td> </tr> </table>	昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	61歳	昭和24年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた者	62歳	昭和26年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	63歳	昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	64歳
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	61歳																
昭和24年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた者	62歳																
昭和26年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	63歳																
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	64歳																
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	61歳																
昭和24年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた者	62歳																
昭和26年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	63歳																
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	64歳																

< 平成 2 7 年 1 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 1 2 2 号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 地方税法等の一部を改正する法律の制定等に伴い、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容				
	(1) 徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に係る徴収金について、猶予期間内に合理的かつ妥当なものに分割して納付又は納入させるなど、分割納付又は分割納入の方法等を定める。 【条例第 1 5 条の 3、第 1 5 条の 5、第 1 5 条の 8】				
	(2) 徴収猶予の申請手続等について、納付又は納入ができない事情の詳細等の申請書の記載事項などを定める。 【条例第 1 5 条の 4】				
	(3) 職権による換価の猶予の手続について、収支実績及び収支見込みを明らかにする書類等の提出書類などを定める。 【条例第 1 5 条の 6】				
	(4) 申請による換価の猶予の要件について、納期限から 6 か月間とする申請手続の期限を定める。 【条例第 1 5 条の 7】				
	(5) 申請による換価の猶予の申請手続等について、事業の継続や生活の維持が困難な事情等の申請書の記載事項などを定める。 【条例第 1 5 条の 9】				
	(6) 徴収猶予等に係る金額が 1 0 0 万円以下である場合など、担保を徴する必要がない場合を定める。 【条例第 1 5 条の 1 0】				
	(7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、申請書等の記載事項に個人番号又は法人番号を追加し、これに併せて、申請手続に必要な記載事項の統一を図る。 【条例第 5 条の 3、第 3 3 条の 9、第 3 4 条の 2、第 3 8 条、第 3 9 条の 2、第 4 8 条、第 5 0 条の 2、第 5 1 条の 3、第 5 1 条の 4、第 6 9 条、第 9 6 条の 1 4、条例附則第 4 3 項、第 4 5 項、第 4 7 項、第 4 9 項、第 5 2 項】				
	(8) その他所要の規定の整備を行う。				
3	施行期日 平成 2 8 年 4 月 1 日。 ただし、2(7)(条例第 3 4 条の 2 の改正規定を除く。)は平成 2 8 年 1 月 1 日、2(7)中条例第 3 4 条の 2 の改正規定は平成 2 9 年 4 月 1 日、2(8)は公布の日とする。				

尼崎市市税条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>（尼崎市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第5条 尼崎市行政手続条例(平成8年尼崎市条例第1号)第3条第1項又は第4条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則（以下この節において「この条例等」という。）の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、尼崎市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p>	<p>（尼崎市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第5条 尼崎市行政手続条例(平成8年尼崎市条例第1号)第3条第1項又は第4条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則（次条_____において「この条例等」という。）の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、尼崎市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p>
<p>（<u>個人番号を有しない個人等に係る申告等の手続の特例</u>）</p> <p><u>第5条の3 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を有しない個人及び法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を有しない法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。第2章第1節、第57条第3項及び第4項並びに第3章第2節を除き、以下同じ。)</u>は、この条例等の規定に基づく申告、申請、届出その他の市長に対してする通知に係る書面でこの条例等の規定により個人番号又は法人番号を記載することとされているものについては、当該規定にかかわらず、個人番号及び法人番号を記載することを要しない。</p>	
<p>（<u>徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入</u>）</p> <p><u>第15条の3 市長は、法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入</u></p>	

について、当該徴収の猶予をする金額を、当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させ、又は納入させることができる。

2 市長は、法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予期間の延長をする金額を、当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させ、又は納入させることができる。

3 市長は、第1項の規定により徴収の猶予をする金額を分割して納付させ、若しくは納入させ、又は前項の規定により徴収の猶予期間の延長をする金額を分割して納付させ、若しくは納入させる場合においては、これらの分割納付の各納付期限及び当該納付期限ごとの納付金額又はこれらの分割納入の各納入期限及び当該納入期限ごとの納入金額(以下この節において「納付期限等」という。)を定めるものとする。

4 市長は、前項の規定により納付期限等を定めるときは、法第15条の2の2第1項の規定による通知に併せて、当該納付期限等を定めた旨、当該納付期限等その他市長が必要と認める事項を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者で第3項の規定により納付期限等が定められたものが、その各納付期限までに当該納付期限に係る納付金額を納付し、又はその各納入期限までに当該納入期限に係る納入金額を納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、その分割納付の各納付期限若しくは当該納付期限ご

との納付金額又はその分割納入の各納入期限若しくは当該納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

- 6 市長は、前項の規定により分割納付の各納付期限若しくは当該納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限若しくは当該納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の納付期限等その他市長が必要と認める事項をその変更を受けた者に通知しなければならない。

(法第15条の2第1項の条例で定める事項等)

第15条の4 法第15条の2第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 徴収の猶予(法第15条第1項の規定によるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)
- (2) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実及び当該事実に基づき徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (5) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (6) 前条第1項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か
- (7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等
- (8) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供しようとする担保で法第16条第1項各号のいずれかに該当するものの種類、数量、所在及び価

格（当該担保が同項第6号に該当するときは、同号の保証人の住所又は居所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びにその代表者の氏名）（以下「提供担保情報」という。）

(9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細

(10) その他市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項の条例で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証する書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により同条に規定する書類を提出すべき場合にあっては、当該書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 法第15条の2第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 徴収の猶予（法第15条第2項の規定によるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）

(2) 徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(3) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額

(4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額

- (5) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (6) 前条第1項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か
- (7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等
- (8) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供担保情報
- (9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細
- (10) その他市長が必要と認める事項

4 法第15条の2第2項の条例で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2項第2号及び第4号に掲げる書類
- (2) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

5 法第15条の2第3項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）
- (2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (3) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額
- (5) 前号の金額のうち徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額
- (6) 前条第2項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か
- (7) 前号に規定する方法によることを希望す

る場合にあっては、納付期限等

(8) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供担保情報

(9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細

(10) その他市長が必要と認める事項

6 法第15条の2第3項の条例で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 第2項第2号及び第4号に掲げる書類

(2) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(3) その他市長が必要と認める書類

7 法第15条の2第4項の条例で定める書類は、令第6条の10の規定により同条に規定する書類を提出すべき場合における当該書類その他市長が必要と認める書類とする。

8 法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日間とする。

(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)

第15条の5 第15条の3の規定は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(以下この節において「職権による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第15条の5の2第1項及び第2項の条例で定める書類)

第15条の6 法第15条の5の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 第15条の4第2項第2号及び第4号に掲げる書類
- (2) 市長が指定する日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(法第15条の6第1項の条例で定める期間)

第15条の7 法第15条の6第1項の条例で定める期間は、6か月間とする。

(申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)

第15条の8 第15条の3の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予(以下「申請による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第15条の6の2第1項の条例で定める事項等)

第15条の9 法第15条の6の2第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請による換価の猶予を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)
- (2) 申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち、受けようとする申請による換価の猶予に係るもの
- (5) 申請による換価の猶予を受けようとする期間
- (6) 前条において読み替えて準用する第15

条の3第1項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か

(7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等

(8) 受けようとする申請による換価の猶予に係る金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供担保情報

(9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細

(10) その他市長が必要と認める事項

2. 法第15条の6の2第1項の条例で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 第15条の4第2項第2号及び第4号に掲げる書類

(2) 申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3. 法第15条の6の2第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長(以下この節において「申請による換価の猶予期間の延長」という。)を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

(2) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予に係る金額を納付し、又は納入することができない事情の詳細

(3) 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間

- (4) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額
- (5) 前号の金額のうち、受けようとする申請による換価の猶予期間の延長に係るもの
- (6) 前条において読み替えて準用する第15条の3第2項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か
- (7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等
- (8) 受けようとする申請による換価の猶予期間の延長に係る金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供担保情報
- (9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細
- (10) その他市長が必要と認める事項

4 法第15条の6の2第2項の条例で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 第15条の4第2項第2号及び第4号に掲げる書類
- (2) 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

5 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日間とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第15条の10 法第16条第1項ただし書の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 徴収の猶予、徴収の猶予期間の延長、職権による換価の猶予、法第15条の5第2項において準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延

書を市長に提出して行わなければならぬ。

(1) 代表者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

(2)・(3) 略

2 略

(固定資産税額の^{あん}按分の申出)

第39条の2 前条第2項の規定による固定資産税額の^{あん}按分の申出は、当該共用土地に係る共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

(2)~(4) 略

(5) 前条第1項の規定により^{あん}按分する場合に用いられる割合に乗じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による特定被災共用土地に係る固定資産税額の^{あん}按分の申出は、特定被災共用土地納税義務者(同項の規定により読み替えて同条第6項の規定が適用される場合にあつては、特定仮換地等納税義務者。以下この条において同じ。)の代表者が当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

(2)~(5) 略

(6) 法第352条の2第3項の規定により^{あん}按分する場合に用いられる場合に準じて定め

書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)・(3) 略

2 略

(固定資産税額の^{あん}案分の申出)

第39条の2 前条第2項の規定による固定資産税額の^{あん}案分の申出は、当該共用土地に係る共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名又は名称

(2)~(4) 略

(5) 前条第1項の規定により^{あん}案分する場合に用いられる割合に乗じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による特定被災共用土地に係る固定資産税額の^{あん}案分の申出は、特定被災共用土地納税義務者(同項の規定により読み替えて同条第6項の規定が適用される場合にあつては、特定仮換地等納税義務者。以下本条において同じ。)の代表者が当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名又は名称

(2)~(5) 略

(6) 法第352条の2第3項の規定により^{あん}案分する場合に用いられる場合に準じて定め

<p>た割合及び当該割合の算定方法</p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第48条 1～4 略</p> <p>5 第1項又は前2項<u> </u>の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、減免事由の発生の日から10日以内(減免事由が前年度から存続しているときは、当該年度の最初の納期限まで)に、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に園事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければ <u>ならない</u>。ただし、第1項第3号から第5号までのいずれかに該当することが明らかなきときは、この限りでない</p> <p>_____。</p> <p>(1) 納税義務者(使用者が納税義務者である場合においては、当該使用者及び所有者)の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>6 第1項又は第2項の規定による <u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない</u>。</p> <p>(新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第50条の2 <u>前2条に規定する住宅のいずれかに該当する住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない</u>。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)</p>	<p>た割合及び当該割合の算定方法</p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第48条 1～4 略</p> <p>5 第1項、第3項又は前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、減免事由の発生の日から10日以内(減免事由が前年度から存続しているときは、当該年度の最初の納期限まで)に、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に園事由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、第1項第3号、第4号又は第5号の減免事由がある <u> </u>ことが明らかなき場合に限り、市長は、申請を待たずして減免することができる。</p> <p>(1) 納税義務者(使用者が納税義務者である場合においては、当該使用者及び所有者)の住所及び氏名又は名称</p> <p>_____</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>6 第1項及び第2項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに <u>その旨を市長に申告しなければならない</u>。</p> <p>(新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第50条の2 <u>第49条又は前条の規定</u> <u> </u>に該当する住宅について、<u>同条</u>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次 <u> </u>に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>_____</p>
--	---

(2)・(3) 略

(住宅用地の申告)

第51条の3 賦課期日現在において住宅用地を所有する者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、賦課期日現在において、当該住宅用地を所有する者が当該年度の前年度に係る賦課期日現在から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

(2)~(4) 略

2 当該年度に係る賦課期日現在において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日現在から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、その旨を市長に申告しなければならない。

(被災住宅用地の申告等)

第51条の4 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。第3項において同じ。))の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(同条第3項の規定により読み替えて同条第1項の規定が適用される場合にあつては、3月31日)までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

(2)・(3) 略

(住宅用地の申告)

第51条の3 賦課期日____において住宅用地を所有する者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次____に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、賦課期日____において、当該住宅用地を所有する者が当該年度の前年度に係る賦課期日____から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

(2)~(4) 略

2 当該年度に係る賦課期日____において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日____から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、その旨を市長に申告しなければならない。

(被災住宅用地の申告等)

第51条の4 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。第3項において同じ。))の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(同条第3項の規定により読み替えて同条第1項の規定が適用される場合にあつては、3月31日)までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

<p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日現在において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 当該年度に係る賦課期日現在において被災住宅用地（法第349条の3の3第3項の規定により読み替えて同条第1項の規定が適用される場合にあっては、被災住宅用地とみなされた特定借換地等）を住宅として使用することができない理由</p> <p>(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（軽自動車税の減免） 第69条 1・2略</p> <p>3 前2項の規定による減免を受けようとする者は、納期限までに、その軽自動車等について減免を受けようとする年度及び税額並びに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>（鉱泉浴場の経営の申告） 第96条の14 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) 鉱泉浴場を経営する者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の</p>	<p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日_____において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 当該年度に係る賦課期日_____において被災住宅用地（法第349条の3の3第3項の規定により読み替えて同条第1項の規定が適用される場合にあっては、被災住宅用地とみなされた特定借換地等）を住宅として使用することができない理由</p> <p>(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（軽自動車税の減免） 第69条 1・2略</p> <p>3 前2項の規定による減免を受けようとする者は、納期限までに、その軽自動車等について減免を受けようとする年度及び税額並びに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住所及び氏名_____（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称_____）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>（鉱泉浴場の経営の申告） 第96条の14 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地_____</p>
---	--

所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

(2)・(3) 略

2 前項の規定による申告を行った者は、その申告した事項に異動があった場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

附則

1～6 略

(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)

7 法附則第15条第33項の規定の適用を受ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成25年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。)に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに課されることとなる年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。

8～33 略

34 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)で法附則第30条第3項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	3,000円
第62条 第2号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

35～42 略

(2)・(3) 略

2 前項の _____ 申告を行った者は、その申告した事項に異動があった場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

附則

1～6 略

(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)

7 法附則第15条第31項の規定の適用を受ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成25年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。)に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに課されることとなる年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。

8～33 略

34 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)で法附則第30条第3項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	3,000円
第62条 第2号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,000円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

35～42 略

(新築認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅で法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当するものについて、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第2項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

(2)・(3) 略

4 4 略

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 5 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第47項において同じ。)が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準(法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第44項において同じ。)に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

(2)~(5) 略

(新築認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅で法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当するものについて、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第2項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)

(2)・(3) 略

4 4 略

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 5 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第47項において同じ。)が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準(法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第44項において同じ。)に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)

(2)~(5) 略

4 6 略

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 7 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

(2)~(5) 略

4 8 略

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修占有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 9 法附則第 1 5 条の 9 第 4 項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項に規定する高齢者等居住改修占有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修占有部分に係る改修工事が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

(2)~(6) 略

5 0・5 1 略

(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 2 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱

4 6 略

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 7 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)

(2)~(5) 略

4 8 略

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修占有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 9 法附則第 1 5 条の 9 第 4 項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項に規定する高齢者等居住改修占有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修占有部分に係る改修工事が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)

(2)~(6) 略

5 0・5 1 略

(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 2 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱

<p>損失防止改修住宅又は同条第 10 項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る改修工事が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>53～55 略</p>	<p>損失防止改修住宅又は同条第 10 項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る改修工事が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名 _____（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称 _____）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>53～55 略</p>
--	---

尼崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年尼崎市条例第22号）（第2条関係）

改正後	現 行
<p>第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第17条第4項中「第24条第3項」を「第292条第1項第3号ロ」に、「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)に規定する場所」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)」に改める。</p> <p><u>第19条第11項中「次に掲げる区分に応じ当該号に定める」を「同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する」に改め、同項各号を削る。</u></p> <hr/> <p>第25条第3項中「税()の次に「所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額及び」の次に「同法第165条の6第1項の控除限度額並びに」を加える。</p> <p>第33条の7の2第5項中「第145条において準用する場合を含む」を「第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。」又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ)」に改める。</p> <p>第33条の8第1項中「(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この款において同じ。)」及び「(同法第145条において準用する場合を含む。以下第11項を除き、この款において同じ。)」を削り、「又は第89条」を「、第89条」に改め、「含む。)」の次に「、第144条の3第1項又は第144条</p>	<p>第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第17条第4項中「第24条第3項」を「第292条第1項第3号ロ」に、「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)に規定する場所」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)」に改める。</p> <p><u>第19条第2項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改め、同条第11項中「次に掲げる区分に応じ当該号に定める」を「同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する」に改め、同項各号を削る。</u></p> <p>第25条第3項中「税()の次に「所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額及び」の次に「同法第165条の6第1項の控除限度額並びに」を加える。</p> <p>第33条の7の2第5項中「第145条において準用する場合を含む」を「第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。」又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ)」に改める。</p> <p>第33条の8第1項中「(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この款において同じ。)」及び「(同法第145条において準用する場合を含む。以下第11項を除き、この款において同じ。)」を削り、「又は第89条」を「、第89条」に改め、「含む。)」の次に「、第144条の3第1項又は第144条</p>

の6第1項」を加え、「又は第88条の申告書」を、「第88条又は第144条の3第1項の申告書」に、「又は第88条の規定」を、「第88条又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)の規定」に、「又は第74条第1項」を、「第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項」に改め、「において、同法第71条第1項」の次に「又は第144条の3第1項」を加え、同条第5項中「若しくは第74条第1項」を、「第74条第1項、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第144条の6第1項」に、「(同法第145条において準用する場合を含む。)」を「又は第144条の13」に、「これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除する」を「法第321条の8第12項各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項後段を削り、同条第10項中「税(」の次に「外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の次に「若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額」を、「法人税割額」の次に「(外国法

の6第1項」を加え、「又は第88条の申告書」を、「第88条又は第144条の3第1項の申告書」に、「又は第88条の規定」を、「第88条又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)の規定」に、「又は第74条第1項」を、「第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項」に改め、「において、同法第71条第1項」の次に「又は第144条の3第1項」を加え、同条第5項中「若しくは第74条第1項」を、「第74条第1項、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第144条の6第1項」に、「(同法第145条において準用する場合を含む。)」を「又は第144条の13」に、「これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除する」を「法第321条の8第12項各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項後段を削り、同条第10項中「税(」の次に「外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の次に「若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額」を、「法人税割額」の次に「(外国法

人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)を加え、同条第18項中「第71条第1項」の次に「若しくは第144条の3第1項」を加え、「同条第1項」を「同法第71条第1項又は第144条の3第1項」に改める。

第33条の13第1項中「第145条」を「第144条の8」に改め、「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第62条第3項中「4,700円」を「5,900円」に改める。

附則第55項を附則第56項とし、附則第54項中「附則第52項」を「附則第53項」に改め、同項を附則第55項とし、附則第53項を附則第54項とし、附則第52項を附則第53項とし、附則第51項中「附則第49項」を「附則第50項」に改め、同項を附則第52項とし、附則第46項から附則第50項までを1項ずつ繰り下げ、附則第45項中「附則第47項」を「附則第48項」に改め、同項を附則第46項とし、附則第44項を附則第45項とし、附則第43項を附則第44項とし、附則第42項中「附則第40項」を「附則第41項」に改め、同項を附則第43項とし、附則第35項から附則第41項までを1項ずつ繰り下げ、附則第34項中「法附則第30条第3項各号」を「法附則第30条第5項各号」に改め、同項を附則第35項とし、附則第33項中「法附則第30条第2項各号」を「法附則第30条第4項各号」に改め、同項を附則第34項とし、附則第32項の前の見出しを削り、同項中「間(次項及び附則第34項)」を「間(次項及び附則第35項)」に、「初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び附則第34項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に「附則第30条第1項各号」を「附則第30条第3項各号」に改め、同項を附則第3

人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)を加え、同条第18項中「第71条第1項」の次に「若しくは第144条の3第1項」を加え、「同条第1項」を「同法第71条第1項又は第144条の3第1項」に改める。

第33条の13第1項中「第145条」を「第144条の8」に改め、「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第62条第3項中「4,700円」を「5,900円」に改める。

附則第55項を附則第56項とし、附則第54項中「附則第52項」を「附則第53項」に改め、同項を附則第55項とし、附則第53項を附則第54項とし、附則第52項を附則第53項とし、附則第51項中「附則第49項」を「附則第50項」に改め、同項を附則第52項とし、附則第46項から附則第50項までを1項ずつ繰り下げ、附則第45項中「附則第47項」を「附則第48項」に改め、同項を附則第46項とし、附則第44項を附則第45項とし、附則第43項を附則第44項とし、附則第42項中「附則第40項」を「附則第41項」に改め、同項を附則第43項とし、附則第35項から附則第41項までを1項ずつ繰り下げ、附則第34項中「法附則第30条第3項各号」を「法附則第30条第5項各号」に改め、同項を附則第35項とし、附則第33項中「法附則第30条第2項各号」を「法附則第30条第4項各号」に改め、同項を附則第34項とし、附則第32項の前の見出しを削り、同項中「間(次項及び附則第34項)」を「間(次項及び附則第35項)」に、「初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び附則第34項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に「附則第30条第1項各号」を「附則第30条第3項各号」に改め、同項を附則第3

3項とし、附則第31項の次に次の見出し及び1項を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

32 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から附則第35項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	4,600円
第62条 第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

3項とし、附則第31項の次に次の見出し及び1項を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

32 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から附則第35項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	4,600円
第62条 第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

< 平成 27 年 12 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 1 2 3 号	所 管	消防局企画管理課
件 名	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>被用者年金制度の一元化に伴い、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成27年政令第346号)が施行され、非常勤消防団員等の公務災害補償制度が改正されたことから、特殊公務災害補償として年金たる補償が支給される場合について、新たな併給調整率を定めるなど規定の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 国家公務員共済制度又は地方公務員共済制度の創設以前に国家公務員又は地方公務員として在職していた者に対して支払われる共済年金の取扱い</p> <p>被用者年金制度の一元化後に、新たに公務災害補償による年金と共済年金が併給される場合における支給額の調整率について、規定を設ける。</p> <p>(2) 特殊公務災害補償として支給される年金たる損害補償の調整</p> <p>消防団員が身体に対し高度の危険が予想される状況下で消防活動に従事し、公務災害を受けた場合に、特殊公務災害補償として支給される年金たる損害補償について、新たな併給調整率を用いる。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>公布の日。</p> <p>ただし、2(2)については平成27年10月1日から適用することとし、平成27年10月1日から施行日までに支給する事由が生じ、現行規定により年金たる損害補償が支給された場合は、改正後の規定に基づく年金たる損害補償の内払いとみなし、施行後に差額を支給することとする。</p>					

尼崎市消防団員等公務災害補償条例

改正後

付 則

1～29 略

(年金たる給付との調整)

30 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、その損害補償の事由となった障害又は死亡について次表の左欄に掲げる年金たる損害補償の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる年金たる給付(以下この項において「特定年金たる給付」という。)の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定(この項を除く。)にかかわらず、この条例の規定(第19条の2及びこの項を除く。)による年金たる損害補償の年額に、同表の左欄に掲げる年金たる損害補償の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が、当該年金たる損害補償の年額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される特定年金たる給付の年額の合計額を控除した額を下回る場合には、当該額)(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)を支給する。

<p>1 特殊公務外傷病補償年金(傷病補償年金で、第18条の2の規定が適用されたもの以外のものをいう。以下同じ。)</p>	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定により支給される障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4第1項の規定により支給される障害基礎年金(以下「特定障害基礎年金」という。)を除く。以下「障害基礎年金」という。)</p>	<p>0.73</p>
<p>2 特殊公務上傷病補償年金(第18条の2の規定が適用された傷病補償年金をいう。以下同じ。)</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82(傷病等級の第1級又は第2級に該当する障害に係るものにあつては、0.81)</p>
<p>3 特殊公務外障害補償年金(障害補償年金で、第18条の2の規定が適用されたもの以外のものをいう。以下同じ。)</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>
<p>4 特殊公務上障害補償</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82(障害等級</p>

現 行

付 則

1～29 略

(他の法律による給付との調整)

30 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

<p>傷病補償年金</p>	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。）</p>	<p>0.73</p>
<p>障害補償年金</p>	<p>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>

年金（第18条の2の規定が適用された障害補償年金をいう。以下同じ。）		の第1級又は第2級に該当する障害に係るものについては、 0.81)
5 特殊公務外遺族補償年金(遺族補償年金で、第18条の2の規定が適用されたもの以外のものをいう。以下同じ。)	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定により支給される遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)&及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。))附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金(以下「特定遺族基礎年金」という。))を除く。以下「遺族基礎年金」という。)	0.8
6 特殊公務上遺族補償年金(第18条の2の規定が適用された遺族補償年金をいう。以下同じ。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

31 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、その損害補償の事由となった障害又は死亡について次表の左欄に掲げる年金たる損害補償の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる年金たる給付(以下この項において「特定年金たる給付」という。)の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定(この項を除く。)にかかわらず、この条例の規定(第19条の2及びこの項を除く。)による年金たる損害補償の年額に、同表の左欄に掲げる年金たる損害補償の区分及び同表の中欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が、当該年金たる損害補償の年額からその損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される特定年金たる給付の年額を控除した額を下回る場合には、当該額)(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)を支給する。

1 特殊公務外傷病補償年金	障害厚生年金等	0.86
	障害基礎年金(その損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項、第61条第1項若しくは第79条に規定する給付に該当する障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下「旧農林共	0.88

遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下同じ。）	0.80

31 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101	0.88

	<p>済法」という。)の規定による障害共済年金(以下「旧国共済法等の規定による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)</p>	
2 特殊公務上傷病補償 年金	<p>障害厚生年金等</p>	<p>0.91(傷病等級の第1級又は第2級に該当する障害に係るものにあつては、0.9)</p>
	<p>障害基礎年金(その損害補償の事由となつた障害について旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>0.92(傷病等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては、0.91)</p>
3 特殊公務外障害補償 年金	<p>障害厚生年金等</p>	<p>0.83</p>
	<p>障害基礎年金(その損害補償の事由となつた障害について旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>0.88</p>
4 特殊公務上障害補償 年金	<p>障害厚生年金等</p>	<p>0.89(障害等級の第1級又は第2級に該当する障害に係るものにあつては、0.88)</p>
	<p>障害基礎年金(その損害補償の事由となつた障害について旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>0.92(障害等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては、0.91)</p>
5 特殊公務外遺族補償 年金	<p>遺族厚生年金等</p>	<p>0.84</p>
	<p>遺族基礎年金(その損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項、第61条第1項若しくは第79条に規定する給付に該当する遺族共済年金又は旧農林共済法の規定による遺族共済年金(以下「旧国共済法等の規定による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金</p>	<p>0.88</p>
6 特殊公務上遺族補償 年金	<p>遺族厚生年金等</p>	<p>0.89</p>
	<p>遺族基礎年金(その損害補償の事由となつた死亡について旧国共済法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定に</p>	<p>0.92</p>

	号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下「国家公務員共済組合法等」という。)の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
<u>障害補償年金</u>	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	<u>0.83</u>
	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	<u>0.88</u>
<u>遺族補償年金</u>	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	<u>0.84</u>
	国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	<u>0.88</u>

		よる寡婦年金	
<p>3 2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、その損害補償の事由となった障害又は死亡について次表の左欄に掲げる年金たる損害補償の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる年金たる給付（以下この項において「特定年金たる給付」という。）の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定（この項を除く。）にかかわらず、この条例の規定（第19条の2及びこの項を除く。）による年金たる損害補償の年額に、同表の左欄に掲げる年金たる損害補償の区分及び同表の中欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率（以下「調整率」という。）（2の特定年金たる給付が支給される場合にあっては、これらの調整率を合計した率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が、当該年金たる損害補償の年額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される特定年金たる給付の年額（2の特定年金たる給付が支給される場合にあっては、これらの合計額）を控除した額を下回る場合には、当該額）（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を支給する。</p>			
1 特殊公務外傷病補償 年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75	
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75	
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	0.89	
2 特殊公務上傷病補償 年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.83（傷病等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては、0.82）	
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.83（傷病等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては、0.82）	
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.93（傷病等級の第1級又は第2級に該当する障害に係るものにあつては、0.92）	
3 特殊公務外障害補償 年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74	
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74	
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89	

32 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

4 特殊公務上障害補償 年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.83 (障害等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては0.81、障害等級の第2級に該当する障害に係るものにあつては0.82)
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.83 (障害等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては0.81、障害等級の第2級に該当する障害に係るものにあつては0.82)
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.93 (障害等級の第1級又は第2級に該当する障害に係るものにあつては、0.92)
5 特殊公務外遺族補償 年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金(以下「旧船員保険法の規定による遺族年金」という。)	0.8
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金(以下「旧厚生年金保険法の規定による遺族年金」という。)	0.8
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金(以下「旧国民年金法の規定による母子年金等」という。)	0.9
6 特殊公務上遺族補償 年金	旧船員保険法の規定による遺族年金	0.87
	旧厚生年金保険法の規定による遺族年金	0.87
	旧国民年金法の規定による母子年金等	0.93

33 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、その損害補償の事由となった障害又は死亡について次に掲げる年金たる損害補償の区分に応じ当該号に定める年金たる給付(以下この項において「特定年金たる給付」という。)の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定(この項を除く。以下この項において同じ。)にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の年額

<u>遺族補償年金</u>	<u>国民年金等改正法附則第 8 7 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u>	<u>0 . 8 0</u>
	<u>国民年金等改正法附則第 7 8 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u>	<u>0 . 8 0</u>
	<u>国民年金等改正法附則第 3 2 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u>	<u>0 . 9 0</u>

3 3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

から特定年金たる給付の年額を控除した額を支給する。

(1) 傷病補償年金又は障害補償年金 特定障害基礎年金

(2) 遺族補償年金 特定遺族基礎年金

3 4 休業補償を受ける権利を有する者が、その損害補償の事由と同一の事由について次表の左欄に掲げる年金たる給付（以下この項において「特定年金たる給付」という。）の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定（この項を除く。以下この項において同じ。）にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が、当該休業補償の額から当該同一の事由について支給される特定年金たる給付の年額（2の特定年金たる給付が支給される場合にあっては、これらの合計額）を3 6 5で除して得た額を控除した額を下回る場合には、当該額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0 . 7 3
障害厚生年金等(その損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0 . 8 6
障害基礎年金(その損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は旧国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0 . 8 8

3 5 休業補償を受ける権利を有する者が、その損害補償の事由と同一の事由について次表の左欄に掲げる年金たる給付（以下この項において「特定年金たる給付」という。）の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定（この項を除く。以下この項において同じ。）にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が、当該休業補償の額から当該同一の事由について支給される特定年金たる給付の年額を3 6 5で除して得た額を控除した額を下回る場合には、当該額）を支給する。

旧船員保険法の規定による障害年金	0 . 7 5
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0 . 7 5
旧国民年金法の規定による障害年金	0 . 8 9

3 6 児童扶養手当法（昭和3 6 年法律第2 3 8 号）の規定による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和3 9 年法律第1 3 4 号）の規定による特別児童扶養手当若しくは障害児福祉手当又は国民年金等改正法附則第9 7 条第1 項の規定により支給される福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を次に掲げる場合の区分に応じ当該号に定める給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定（この項を除く。）による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した額を、当該各月分の額として支給するものとする。

(1)・(2) 略

3 7 略

- (1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金
- (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金

34 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、付則第30項又は付則第31項に規定する場合に応じ、それぞれ付則第30項又は付則第31項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

35 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法の規定による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

36 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当若しくは障害児福祉手当又は国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給される福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を次に掲げる場合の区分に応じ当該号に定める給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した額を、当該各月分の額として支給するものとする。

(1)・(2) 略

37 略

<平成27年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第124号	所 管	公園計画・21世紀の森担当、こども家庭支援課、スポーツ振興課、教育相談・特別支援担当、児童課
件 名	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)の制定に伴い、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校(以下「義務教育学校」という。)を新たな種類として規定する必要があることから、次に掲げる条例の規定の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>次に掲げる条例の規定中、義務教育学校に関する規定を加えるとともに、所要の文言整理を行う。</p> <p>(1) 尼崎市都市公園条例</p> <p>(2) 尼崎市交通遺児激励金支給条例</p> <p>(3) 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>(4) 尼崎市教育支援委員会条例</p> <p>(5) 尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成28年4月1日</p>					

尼崎市都市公園条例（第1条関係）

改正後

別表第2

(5) 有料公園施設等を利用する場合

ア 有料公園施設(分区園を除く。)の使用料

(7) 営利、営業を目的とせず、かつ、入場料を徴収しない場合

公園名	施設の使用区分		使用料				
			専用使用料		個人使用料		
			単位	金額			
記念公園	総合体育館	トレーニング室(体力測定室を含む。)			1回につき	1月につき	
					一般、学生	400円	4,000円
					高等学校(これに準ずる学校及び中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒	100円	1,000円
					中学校(これに準ずる学校並びに義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の生徒、児童	60円	600円

現 行

別表第 2

(5) 有料公園施設等を利用する場合

ア 有料公園施設(分区園を除く。)の使用料

(7) 営利、営業を目的とせず、かつ、入場料を徴収しない場合

公 園 名	施設の使用区分		使用料			
			専用使用料		個人使用料	
			単 位	金 額		
記 念 公 園	総 合 体 育 館	ト レ ー ニ ン グ 室 (体 力 測 定 室 を 含 む 。)			1回につき	1月につき
					一般、学生	400円 4,000円
					高等学校(これに準ずる学校及び中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒	100円 1,000円
				中学校(これに準ずる学校及び中等教育学校の前期課程を含む。)の生徒、児童	60円 600円	

尼崎市交通遺児激励金支給条例（第2条関係）

改正後	現 行														
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 義務教育諸学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校若しくは中学校、<u>同法に規定する義務教育学校(以下「義務教育学校」という。)</u>、<u>同法に規定する中等教育学校の前期課程(以下「中等教育学校前期課程」という。)</u>又は同法に規定する特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 中学校等 <u>学校教育法に規定する中学校、同法に規定する義務教育学校の後期課程(以下「義務教育学校後期課程」という。)</u>、<u>中等教育学校前期課程、同法に規定する特別支援学校の中学部又はこれらに準ずる教育を施す各種学校をいう。</u></p> <p>（激励金の種類等）</p> <p>第4条 交通遺児に支給する激励金の種類及び額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入学等準備金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学準備金</td> <td>交通遺児が就学するとき 20,000円 (中学校等に就学する場合には、24,000円とする。)</td> </tr> <tr> <td>進学準備金</td> <td>交通遺児が、<u>中学校等(義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を除く。)</u>若しくは義務教育学校を卒業し、又は中等教育学校前期課程を修了するとき 24,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、<u>激励金</u>の支給に代えて、その額に相当する現物を支給することができる。</p>	種類	金額	入学準備金	交通遺児が就学するとき 20,000円 (中学校等に就学する場合には、24,000円とする。)	進学準備金	交通遺児が、 <u>中学校等(義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を除く。)</u> 若しくは義務教育学校を卒業し、又は中等教育学校前期課程を修了するとき 24,000円	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 義務教育諸学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、<u>中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 中学校等 <u>義務教育諸学校のうち中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部(これらに準ずる教育を施す各種学校を含む。)</u>をいう。</p> <p>（激励金の種類等）</p> <p>第4条 交通遺児に支給する激励金の種類及び額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入学等準備金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学準備金</td> <td>交通遺児が就学するとき 20,000円 (中学校等に就学する場合には、24,000円とする。)</td> </tr> <tr> <td>進学準備金</td> <td>交通遺児が<u>中学校等を卒業(中等教育学校の前期課程にあっては、その修了)</u></td> </tr> <tr> <td>就職準備金</td> <td>するとき 24,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、<u>前項の就学激励金</u>の支給に代えて、その額に相当する現物を支給することができる。</p>	種類	金額	入学準備金	交通遺児が就学するとき 20,000円 (中学校等に就学する場合には、24,000円とする。)	進学準備金	交通遺児が <u>中学校等を卒業(中等教育学校の前期課程にあっては、その修了)</u>	就職準備金	するとき 24,000円
種類	金額														
入学準備金	交通遺児が就学するとき 20,000円 (中学校等に就学する場合には、24,000円とする。)														
進学準備金	交通遺児が、 <u>中学校等(義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を除く。)</u> 若しくは義務教育学校を卒業し、又は中等教育学校前期課程を修了するとき 24,000円														
種類	金額														
入学準備金	交通遺児が就学するとき 20,000円 (中学校等に就学する場合には、24,000円とする。)														
進学準備金	交通遺児が <u>中学校等を卒業(中等教育学校の前期課程にあっては、その修了)</u>														
就職準備金	するとき 24,000円														

尼崎市立社会体育施設の設備及び管理に関する条例（第3条関係）

改正後		現 行	
別表		別表	
1 プールの使用料		1 プールの使用料	
区分	使用料	区分	使用料
一般、学生及び高等	1人1回につき 840円	一般、学生及び高等	1人1回につき 840円
学校（これに準ずる	回数券（1冊11回分）1冊に つき 8,400円	学校（これに準ずる	回数券（1冊11回分）1冊に つき 8,400円
学校及び中等教育学		学校及び中等教育学	
校の後期課程を含		校の後期課程を含	
む。）の生徒		む。）の生徒	
中学校（これに準ず	1人1回につき 420円	中学校（これに準ず	1人1回につき 420円
る学校並びに義務教	回数券（1冊11回分）1冊に つき 4,200円	る学校及び中等教育	回数券（1冊11回分）1冊に つき 4,200円
育学校の後期課程及		学校の前期課程を含	
び中等教育学校の前		む。）の生徒及び小	
期課程を含む。）の		学校（これに準ずる	
生徒及び小学校（こ		学校を含む。）の児	
れに準ずる学校及び		童	
義務教育学校の前期			
課程を含む。）の児			
童			

尼崎市教育支援委員会条例（第4条関係）

改正後	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 心身に障害を有する児童及び生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部への適切な就学並びに当該児童及び生徒に対する就学後の教育上必要な支援に関する事項を調査審議させるため、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、尼崎市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 心身に障害を有する児童及び生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部への適切な就学並びに当該児童及び生徒に対する就学後の教育上必要な支援に関する事項を調査審議させるため、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、尼崎市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例（第5条関係）

改正後	現 行
<p>(利用の資格)</p> <p>第5条 児童ホームを利用することができる者は、児童（本市内に住所を有する者で学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）に就学しているものその他規則で定める者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該児童を現に監護するものをいう。）で、そのいずれもが労働その他の事由により当該児童を養育することができないもの（規則で定める要件を備える者に限る。）とする。</p> <p>(利用の停止)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、児童ホームの利用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該利用者に係る入所児童が通学する<u>小学校等</u>の一部の学級が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定により臨時に休業した場合において、当該入所児童が当該学級に属しているとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、当該利用者に係る入所児童が伝染性の疾病にかかり、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他児童ホームの管理上支障があるとき。</p>	<p>(利用の資格)</p> <p>第5条 児童ホームを利用することができる者は、児童（本市内に住所を有する者で学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第1条</u>に規定する小学校（以下「小学校」という。）に就学しているものその他規則で定める者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該児童を現に監護するものをいう。）で、そのいずれもが労働その他の事由により当該児童を養育することができないもの（規則で定める要件を備える者に限る。）とする。</p> <p>(利用の停止)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、児童ホームの利用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該利用者に係る入所児童が通学する<u>小学校</u>の一部の学級が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定により臨時に休業した場合において、当該入所児童が当該学級に属しているとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、当該利用者に係る入所児童が伝染性の疾病にかかり、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他児童ホームの管理上支障があるとき。</p>

< 平成 27 年 12 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 125 号	所 管	マイナンバーカード普及 担当
件 名	尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び尼崎市印鑑条例の一部を 改正する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。)の制定に伴い、住民基本台帳法が一部改正されることとなった。</p> <p>この改正に伴い、平成27年12月末を以って新規発行と更新が廃止されることとなる住民基本台帳カードについて経過措置が設けられ、既に発行されたカードについては、有効期間の終期あるいは、個人番号カードを取得するまでは有効であるとされたため、次に掲げる条例の規定の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例(第1条関係)</p> <p>本条例に引用している「住民基本台帳法第30条の44」の規定については、番号整備法による改正前の住民基本台帳法(以下「旧法」という。)の規定とする。</p> <p>(2) 尼崎市印鑑条例(第2条関係)</p> <p>本条例第16条第2項に規定する住民基本台帳カードは、旧法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードとする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成28年1月1日。</p> <p>ただし、上記2(2)に係る改正については、公布の日とする。</p>					

尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）</u>（以下「旧法」という。）第30条の4第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の利用の目的を定めるほか、次条に規定する証明書自動交付サービスの利用について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の目的)</p> <p>第2条 <u>旧法</u>第30条の4第12項の条例に規定する目的は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を介して接続された電子計算機（入出力装置を含む。）で本市以外の者の使用に係るもののうち、これを使用する者が自ら所定の操作を行うことにより次の各号に掲げる書類の作成を行う機能を有するものをいう。）を使用して当該書類の交付を請求する者に対してその交付を行う事業（以下「証明書自動交付サービス」という。）を実施することとする。</p> <p>(1) 住民票の写し（磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類をいう。）又は<u>住民基本台帳法（以下「法」という。）</u>第12条第1項に規定する住民票記載事項証明書で、同項の規定によりその交付を請求することができるもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(利用の申請)</p> <p>第3条 本市の住民基本台帳に記録されている</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号、以下「法」という。）第30条の4第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の利用の目的を定めるほか、次条に規定する証明書自動交付サービスの利用について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の目的)</p> <p>第2条 <u>法</u>第30条の4第12項の条例に規定する目的は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を介して接続された電子計算機（入出力装置を含む。）で本市以外の者の使用に係るもののうち、これを使用する者が自ら所定の操作を行うことにより次の各号に掲げる書類の作成を行う機能を有するものをいう。）を使用して当該書類の交付を請求する者に対してその交付を行う事業（以下「証明書自動交付サービス」という。）を実施することとする。</p> <p>(1) 住民票の写し（磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類をいう。）又は<u>法</u>第12条第1項に規定する住民票記載事項証明書で、同項の規定によりその交付を請求することができるもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(利用の申請)</p> <p>第3条 本市の住民基本台帳に記録されている</p>

者で、旧法第30条の4第3項の規定による住基カードの交付を受けているもの（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）は、証明書自動交付サービスの全部又は一部を利用しようとするときは、市長に申請しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 自己に係る住基カードが旧法第30条の4第9項の規定により失効している者

(4) 略

2 略

（利用の停止）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービス利用者による証明書自動交付サービスの利用を停止させるものとする。

(1) 略

(2) 当該サービス利用者が旧法第30条の4第8項の規定により登録住基カードの紛失を届け出たとき。

(3) 略

者で、法第30条の4第3項の規定による住基カードの交付を受けているもの（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）は、証明書自動交付サービスの全部又は一部を利用しようとするときは、市長に申請しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 自己に係る住基カードが法第30条の4第9項の規定により失効している者

(4) 略

2 略

（利用の停止）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービス利用者による証明書自動交付サービスの利用を停止させるものとする。

(1) 略

(2) 当該サービス利用者が法第30条の4第8項の規定により登録住基カードの紛失を届け出たとき。

(3) 略

尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(印鑑の登録の証明の申請)</p> <p>第16条 登録者は、印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の4第4第1項に規定する住民基本台帳カード（尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成27年尼崎市条例第27号）第5条第1項の規定により利用情報が記録されているものに限る。）</u>その他規則で定める物件及び同条例第2条に規定する多機能端末機を使用して第14条第1項の印鑑登録証明書の交付の請求があったときは、前項の規定による申請があったものとみなす。</p>	<p>(印鑑の登録の証明の申請)</p> <p>第16条 登録者は、印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 住民基本台帳法第30条の4第4第1項に規定する住民基本台帳カード（尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成27年尼崎市条例第27号）第5条第1項の規定により利用情報が記録されているものに限る。）その他規則で定める物件及び同条例第2条に規定する多機能端末機を使用して第14条第1項の印鑑登録証明書の交付の請求があったときは、前項の規定による申請があったものとみなす。</p>

<平成27年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第126号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成27年厚生労働省令第150号)が制定され、国民健康保険分野において、届出及び申請書等の記載事項として、個人番号が追加されることに伴い、所要の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>特例対象被保険者等(非自発的失業者)に係る保険料軽減の届出において、届出書の記載事項として、個人番号を追加する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成28年1月1日</p>					

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第 1 9 条の 5 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に<u>当該特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する受給資格者証の写しを添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>当該特例対象被保険者等の氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号</u></p> <p>(3)~(5) 略</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第 1 9 条の 5 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、<u>当該特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する受給資格者証の写しを添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該特例対象被保険者等の氏名</p> <p>(3)~(5) 略</p>

<平成27年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第127号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約の変更について(成文小学校東棟改築等工事)				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第26条第6項(いわゆるインフレスライド条項)に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市玄番南之町4番地</p> <p>柄谷・トータルサプライ共同企業体</p> <p>代表者 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 956,459,880円(金額は消費税等相当額8%を含む。)</p> <p>変更後 961,708,680円(金額は消費税等相当額8%を含む。)</p> <p>増 額 5,248,800円(金額は消費税等相当額8%を含む。)</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第26条関係)</p>				
5	<p>契約工期</p> <p>平成26年3月14日から平成27年12月23日まで(変更なし)</p>				

<平成27年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第128号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約の変更について(園田小学校北棟改築等工事)				
内 容					
1	変更理由 賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第26条第6項(いわゆるインフレスライド条項)に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。				
2	契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地 柄谷・昌平共同企業体 代表者 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎				
3	契約金額 変更前 975,913,920円(金額は消費税等相当額8%を含む。) 変更後 991,174,320円(金額は消費税等相当額8%を含む。) 増 額 15,260,400円(金額は消費税等相当額8%を含む。)				
4	変更内容 賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第26条関係)				
5	契約工期 平成26年3月4日から平成28年2月21日まで(変更なし)				

< 平成 2 7 年 1 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 2 9 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約の変更について (塚口中学校北西棟改築等工事)				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第 2 6 条第 6 項(いわゆるインフレスライド条項)に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市玄番南之町 4 番地</p> <p>柄谷・カラタニエンジニアリング共同企業体</p> <p>代表者 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 1, 2 1 3, 8 0 0, 0 0 0 円(金額は消費税等相当額 5 % を含む。)</p> <p>変更後 1, 2 5 7, 1 7 2, 8 0 0 円(金額は消費税等相当額 5 及び 8 % を含む。)</p> <p>増 額 4 3, 3 7 2, 8 0 0 円(金額は消費税等相当額 8 % を含む。)</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第 2 6 条関係)</p>				
5	<p>契約工期</p> <p>平成 2 5 年 1 0 月 8 日から平成 2 8 年 2 月 2 4 日まで (変更なし)</p>				

<平成27年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第130号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約の変更について(園田中学校東棟改築等工事)				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第26条第6項(いわゆるインフレスライド条項)に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>神戸市中央区御幸通6丁目1番15号 青木あすなる・山本共同企業体 代表者 青木あすなる建設株式会社神戸支店 支店長 中島 明夫</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 1,047,900,000円(金額は消費税等相当額5%を含む。) 変更後 1,085,775,600円(金額は消費税等相当額5及び8%を含む。) 増 額 37,875,600円(金額は消費税等相当額8%を含む。)</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第26条関係)</p>				
5	<p>契約工期</p> <p>平成25年10月8日から平成27年12月26日まで(変更なし)</p>				

<平成27年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第131号	所 管	中央図書館
件 名	指定管理者の指定について(尼崎市立北図書館)				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市立北図書館 尼崎市南武庫之荘3丁目21番21号				
2	指定管理者 東京都文京区大塚3丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 石井 昭				
3	指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)				
4	選定方法 平成27年7月4日から8月4日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。				
5	応募団体 1団体				
6	選定理由 株式会社図書館流通センターは、選定委員会において設けた4区分の選定基準「利用者の平等な利用が確保されるとともに、北図書館の設置目的を達成するために十分な能力を有しているか」、「北図書館の効用を最大限に発揮させるものであるか」、「北図書館の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、「北図書館の管理を安定して行う能力を有しているものであるか」において、総合的にすぐれた評価を得たことにより、北図書館の指定管理者として適当であると判断した。				

<平成27年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第132号	所 管	住宅・住まいづくり支援課
件 名	指定管理者の指定について(尼崎市立富松住宅)				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市立富松住宅 尼崎市富松町3丁目				
2	指定管理者 尼崎市西長洲町2丁目3番11号 富松ナビ・みらい 代表者 株式会社大道プロミネンス 代表取締役 勇 正一郎				
3	指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで(3年間)				
4	選定方法 平成27年7月21日から8月26日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。				
5	応募団体 1団体				
6	選定理由 富松ナビ・みらいは、選定委員会において設けた5区分の選定基準「富松住宅の効用を最大限に発揮させるものであるか」、「富松住宅の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、「富松住宅の管理を安定して行う能力を有しているものであるか」、「住替え支援に関する能力を有しているものであるか」、「事業終息についての考え方を有しているか」において、総合評価が一定水準を超えたことにより、富松住宅の指定管理者として適当であると判断した。				

応募者一覧

	団体の名称	代表者名	所在地
1	【グループの名称】 富松ナビ・みらい		
	代表団体	株式会社大道プロミネンス	代表取締役 勇 正一郎
	構成団体	株式会社地域環境計画研究所	代表取締役 若狭 健作
	構成団体	株式会社ゼフィア	代表取締役 中務 聖也
	構成団体	合資会社マツシティ	代表社員 末村 巧
			尼崎市西長洲町2丁目3番11号
			尼崎市南武庫之荘3丁目20番12号
			大阪市淀川区木川東3丁目5番15号
			大阪府中央区北浜東1番15号

< 平成 27 年 12 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 133 号	所 管	住宅管理担当				
件 名	指定管理者の指定について (尼崎市営住宅等)								
内 容									
1	施設名・所在地 施設名 尼崎市営住宅等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">南部地域</th> <th style="width: 50%;">北部地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以南の区域 (戸ノ内町 1 丁目から 6 丁目までの区域を除く。)</td> <td>本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以北の区域及び戸ノ内町 1 丁目から 6 丁目までの区域</td> </tr> </tbody> </table>					南部地域	北部地域	本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以南の区域 (戸ノ内町 1 丁目から 6 丁目までの区域を除く。)	本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以北の区域及び戸ノ内町 1 丁目から 6 丁目までの区域
南部地域	北部地域								
本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以南の区域 (戸ノ内町 1 丁目から 6 丁目までの区域を除く。)	本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以北の区域及び戸ノ内町 1 丁目から 6 丁目までの区域								
2	指定管理者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">南部地域</th> <th style="width: 50%;">北部地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西宮市六湛寺町 9 番 16 号 日本管財株式会社 代表取締役社長 福田 慎太郎</td> <td>東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 岡本 潮</td> </tr> </tbody> </table>					南部地域	北部地域	西宮市六湛寺町 9 番 16 号 日本管財株式会社 代表取締役社長 福田 慎太郎	東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 岡本 潮
南部地域	北部地域								
西宮市六湛寺町 9 番 16 号 日本管財株式会社 代表取締役社長 福田 慎太郎	東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 岡本 潮								
3	指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで (5 年間)								
4	選定方法 平成 27 年 8 月 3 日から 9 月 10 日まで公募を行い、5 人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。								
5	応募団体 (1) 南部地域 1 団体 (2) 北部地域 4 団体								
6	選定理由 各選定団体は、選定委員会において設けた 4 区分の選定基準 「市民の平等な利用が確保されること」、「市営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮させること」、「市営住宅及び共同施設の管理に係る経費の縮減が図られること」、「市営住宅及び共同施設の管理を安定して行う能力を有していること」において、総合的にすぐれた評価を得たことにより、市営住宅等の指定管理者として適当であると判断した。								

応募者一覧（南部地域）

	団体の名称	代表者名	所在地
1	日本管財株式会社	代表取締役社長 福田 慎太郎	西宮市六湛寺町9番16号

応募者一覧（北部地域）

	団体の名称	代表者名	所在地
1	近鉄住宅管理株式会社	取締役社長 中森 照隆	大阪市天王寺区上本町5丁目7番12号
2	株式会社東急コミュニティー	代表取締役 岡本 潮	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
3	神鋼不動産ジークレフサービス株式会社	取締役社長 柴田 孝之	神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号
4	日本管財株式会社	代表取締役社長 福田 慎太郎	西宮市六湛寺町9番16号

<平成27年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第134号	所 管	住宅管理担当										
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）														
内 容															
<p>1 提起理由 改良住宅の家賃及び駐車場使用料の長期滞納者に対して、滞納する家賃及び駐車場使用料の支払、住宅及び駐車場の明渡し並びに損害賠償金の支払を求めるもの。</p> <p>2 当事者</p> <p>(1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美</p> <p>(2) 被告氏名及び滞納金額等（1名）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th colspan="2">家賃（滞納月数・滞納金額）</th> <th colspan="2">駐車場（滞納月数・滞納金額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■■■■■</td> <td>8月</td> <td>206,780円</td> <td>8月</td> <td>87,200円</td> </tr> </tbody> </table>						氏 名	家賃（滞納月数・滞納金額）		駐車場（滞納月数・滞納金額）		■■■■■	8月	206,780円	8月	87,200円
氏 名	家賃（滞納月数・滞納金額）		駐車場（滞納月数・滞納金額）												
■■■■■	8月	206,780円	8月	87,200円											

<平成27年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第135号	所 管	道路課
件 名	市道路線の認定及び一部廃止について				
内 容					
1 理由	<p>(1) JR塚口駅東地区地区計画に伴う道路の整備において、帰属を受けた7路線について、道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するため、議決を求める。</p> <p>(2) 道路形態をしておらず、一般の交通もなく、権原のない区間が一部ある小田第21号線について、道路法第8条第2項の規定(同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む)により、市道路線を一部廃止するため、議決を求める。</p>				
2 対象路線	(1) 認定しようとする路線				
	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)	起 点 終 点	
	市道第851号線	13.0	258.8	上坂部1丁目36-4	
		~54.0		上坂部1丁目36-10	
	市道第852号線	11.0	94.2	上坂部1丁目36-19	
				上坂部1丁目36-30	
	市道第853号線	6.0	97.0	上坂部1丁目36-26	
				上坂部1丁目36-108	
	市道第854号線	6.0	218.8	上坂部1丁目36-30	
				上坂部1丁目36-12	
	市道第855号線	6.0	76.6	上坂部1丁目36-84	
				上坂部1丁目36-91	
	市道第856号線	9.1	302.7	上坂部1丁目75-2	
		~11.0		上坂部1丁目75-1	
	市道第857号線	6.0	52.3	上坂部1丁目36-59	
				上坂部1丁目36-54	
	(2) 一部廃止しようとする路線				
	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)	廃 止 区 間	
	小田第21号線	1.1	164.5	久々知3丁目437	
		~4.0		久々知西町2丁目130	